2015 年　鳥取市議会 2 月定例会 討論
日本共産党 鳥取市議団　角谷敏男

私は、日本共産党市議団を代表して、議案第２号一般会計予算、議案第４号簡易水道事業費特別会計、議案第 12 号介護保険事業費特別会計、議案第 17 号後期高齢者医療費特別会計及び、議案 19 号水道事業会計、議案第 73 号一般会計補正予算(第８号)、以上６つの会計に反対します。また、議案第 43 号鳥取市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、議案第 47 号鳥取市教育長の給与等に関する条例等の廃止等について、議案第 50 号鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、議案第 54 号鳥取市水道事業給水条例の一部改正について、議案 72 号介護保険条例の一部改正について、及び議案第 77 号市職員給与条例及び退職手当支給条例の一部改正について、以上６つの条例関係の議案に反対するとともに、請願第１号の「集団的自衛権関連法案を国会に提出しないように求める意見書提出を求める請願」については賛成しますので、それぞれ討論をおこないます。

来年度予算案の中には、子育て支援のために不育症治療の助成や第３子以降の保育料無料化などの負担軽減の事業、国保料引き下げでは財源を保険料の範囲にとどめている不十分さはありますが、市民の切実な要望に応えている点はあります。しかし、市政運営において重要な問題があります。

まず、市政運営と予算案編成に係わる問題として、地方創生と中核市移行があります。今議会で議論が集中した地方創生に関する各事業は、市民に一時的なメリットはありますが、真に市民生活を守り地域の活性化の事業として推進していくためには、政府がそれを打ち出した理由・背景をきちんと捉えて対応することが必要です。特に、合併した鳥取市のこの１０年間における全市的な均衡ある発展や一体的な地域振興はどうであったのか、そして中核市への移行という都市のあり方を検討するときに、市民がその是非を判断するうえでも、合併の成果と課題をしっかりと検証することが求められています。

「最大の行政改革」をうたい文句にすすめられた合併は、職員の２割削減をすすめた職員適正化計画と総合支所の職員数の減少のもとでの住民サービスや防災体制などに、依然として住民の不満と不安は強く、また合併した地域における人口減少の進行と中山間地域における公共交通機関の減便・廃止などによる生活基盤の弱体化、農林水産業における後継者確保や若者の雇用・定住問題は、解決がされていない大きな課題です。

私は、今月初めの一般質問のなかで、東京一極集中などの３大都市圏への人口集中と全国的な地方の人口流出、少子高齢化の原因について、すでに３点を指摘しました。しかし、国が推進する中核市などの地方拠点都市づくりは、三大都市圏への若者の流出を防ぐために「周辺の市町村と連携して雇用と生活環境を図る」とし、特定の地域を選んで財政・人的支援の投入を集中するやり方です。地域活性化の手段とした合併によって、少なくない地域で逆に衰退を招いているように、ヒトとカネを「選択と集中」によって投入すれば、周辺地域との格差の拡大、また拠点都市内における地域間のあらたな格差の拡大が、引き起こされる可能性が大いに懸念されます。

「地域の活性化」をうたい文句にしながら、「この道しかない」として進められる安倍内閣の地方創生は、人口減少による税収の減少と財政難のなか、さらに特定地域への「選択と集中」をすすめ、そこから外れる地域の切り捨てを狙っていることは明らかです。石破大臣は１月の地元新聞において「当然、地域間競争を促すことにつながる。地方交付税などはうまくいった自治体には上積みし、全く駄目なところは減るだろう」と語っているように、まさに「やる気」があるかないかで地方交付税の増減を判断するやり方は、自治体間における格差拡大を推進するものです。

合併後に特例市となったもとで、合併地域での歴史文化の伝承などの地域振興と中山間地域に対する定住対策や教育の営みは、関係者や住民の努力によって確保されている面はありますが、地域によって 10 年間で最大２割前後の人口減少と少子高齢化が急速に進行しています。市民サービスが身近になると強調

される中核市は、「移行ありき」ではなく、合併後の市民生活と産業・地域活性化、住民自治、行財政運営など、生活する人たちの人権保障と社会保障の充実による安心して暮らせる地域の基盤づくりの成果・課題について、まず市民の前に明らかにし、十分に情報提供をおこない市民の意見も聞き、判断していくべきです。

もう一つは、今年度予算にも関わって、本市の行財政運営において看過できないことは、民間企業の運営手法が持ち込まれていることです。国保料滞納者の人間ドックの利用制限や市民税滞納者の住宅入居申し込み制限など生活困難者への市民サービスの制限を広げることは、自己責任をさらに強める一方で、行政の公的責任を回避することにも繋がります。

さらに近年「都市経営」とか「経営方針」という言葉が使われ、最近では市民と事業に対する補助金は「投資」であるということさえも言われ、ますます行政運営と市民サービスに、「自助」「共助」を持ち込み、その運営手法が民間経営と同様な性格になりつつあります。このような市政運営は、住民の健康、安全、福祉の向上を本旨とする地方自治の基本理念に逆行するものです。

以上が基本的な問題です。**各当初予算案に対する反対理由については、20 日の予算審査特別委員会でわが会派の岩永議員が討論していますが、私は特に 3 点述べます。**

一つには、河原の可燃物処分場建設です。６地権者集落のうち１集落が、かつての協定書の遵守を求めて、裁判に提起しています。環境問題であるごみ処理対策は、すべての市民の参加と協力が前提ですが、一部地域に限定した東部広域の対応が住民の強い反対を受け、強い行政不信となっています。候補地選定などの情報公開の不足と住民への説明責任の欠如が今日の事態の原因です。東部広域が建設工事の着工を６集落すべてで理解をしてもらっておこなうという態度であるなら、鳥取市は現段階での建設費用の負担は凍結すべきです。

２つには議案第４号と第 19 号は飲み水に消費税が転嫁され、第 19 号には青谷町の水道料金の 11%引き上げを含んでいます。合併後の新地域における地域振興の現状を鑑み、５年間程度の激変緩和措置を取ることを求めます。

３つには、議案第１２号と第７２号です。介護保険料の基準額が 17%も引き上げられます。市の低所得者対策は、保険料の範囲での財源であり不十分です。市民の切実な要望である保険料軽減に応えるために、国が当初、軽減措置を取る予定であった財源の残り１億３千万円余りを、国も禁止していない一般会計から介護保険会計に繰り出す財政支援をするべきです。

また、議案第 50 号の介護保険事業の人員、設備・運営に関する条例改正は、その基準を緩和するものであり、スタッフの負担増加と利用者のサービス低下が強く懸念されます。

次に条例案です。まず、教育長職に関する２つの条例議案です。これは、教育委員会制度を定める法律、地方教育行政の組織と運営に関する法律の改悪によるものです。４年前の大津市のいじめ自殺の隠蔽は国民的な強い批判をうけました。政府は、そこに目をつけ、教育改革と称して、教育委員会そのものの廃止に問題をすりかえようとしましたが、保守層を含め多くの人たちから反対の声が上がり、結局廃止は見送られたものの、首長の関与等を強める法改悪となったのです。

具体的には①議会の同意が必要であるが、首長任命の教育長となる、②首長に教育大綱の制定権が与えられたこと、③首長と教育委員会の協議体の総合教育会議の設置がされたこと、です。そして、これらは教育委員会が最高決定機関であるという法律の建前と矛盾するものであり、「教育大綱」と「新教育長」の制度とは、まさに木に竹をつぐものです。

今議会での議論ではこれまで市長と教育委員会の権限や役割が変わらないとの答弁ですが、変わらないならなぜ条例を変えるのかという点です。国会答弁では、教育委員会との調整がつかない場合、首長が勝手に大綱を定めるという点は、望ましいことではないと言ってはいますが、法律で禁止されていません。今、法改正で何も変わらないと言っても、今後法律解釈が変更されることも否定できません。２つの条例議案には、こうした教育委員会制度に関わる重要な問題が背景にあり、賛成できません。

職員給与等の一部改正案について、この主要な点は全職員の給与の引き下げです。激変緩和措置が４年間保障されますが、平均で２％、高齢層では最大４％引き下げです。ラスパイレス指数は、26 年４月現在 97.6 です。公務員給与の水準は、中小企業がほとんどの本市の民間企業の標準的な目安であり、今日消費税増税による地域経済への影響があるなかで、今回の改定で生活不安を強め地元経済にも悪影響を与えます。

最後は、請願第１号です。安倍政権と自民、公明党による集団的自衛権の行使容認の閣議決定の具体化である法整備の中止を求めることに賛成をします。昨年６月議会では、集団的自衛権行使容認に賛成する議員から、外交や安全保障は国会で審議し、政府が国民にわかりやすく主張すること、今わが国では中東情勢の影響や領土問題など安全と平和を脅かす事態があり、政府が安全保障の政策を推進されている、と討論がありました。

しかし、その後の政府と自民党・公明党の協議と国会審議で明らかなになったことは、自衛隊による武器使用が後方支援でもありえること、日本の周辺だけでなく世界のどこまでも同盟国などの支援をおこなうという地理的な限界がないことです。安倍首相は切れ目のない対応をするとさかんに言いますが、それは今回の法整備によって日本が攻撃を受けなくても、米軍や他国軍への自衛隊による支援が地球規模で可能になることです。そうした政府・与党の法整備に対し、政府が説明する努力とは裏腹に、いまなお集団的自衛権行使容認に反対する国民世論は半数を超えています。

このように政府・与党の協議と国会審議を見守り容認する態度では、市民の生命と安全は守れません。本市の世界平和都市宣言と非核平和都市宣言の趣旨を生かす点からも、この請願は採択すべきであります。

以上、一般会計など各議案に対する反対理由と請願への賛成理由を述べ、議員各位の賛同を心からお願いし、討論を終わります。